

労働安全衛生法

ターゲット 5000

法1条 総則等 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	☆	—	—	—	—	★

★：択一式 (H12) ☆：選択式 (H10, 15)



【条文】

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

ポイント 法1条 総則等

[問題] この法律は、【 ① 】と相まって、労働災害の防止のための【 ② 】、【 ③ 】及び【 ④ 】の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の【 ⑤ 】を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

- ①労働基準法 ②危害防止基準の確立 ③責任体制の明確化 ④自主的活動の促進
⑤安全と健康

[問題] 労働安全衛生法は、労働基準法と一体的な関係にある。(○)

[問題] 労働基準法第1条第2項に定めるような労働憲章的部分は、労働安全衛生法の施行においても基本となる。(○)

法 2 条 定義 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	☆	★	—

★：択一式 (H12. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① **労働災害**とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- ② **労働者**とは、労働基準法 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- ③ **事業者**とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- ④ **化学物質**とは、元素及び化合物をいう。
- ⑤ **作業環境測定**とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

ポイント 法 2 条 定義

〔問題〕 【 ① 】とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

①労働災害

〔問題〕 労働者とは、労働基準法第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。 (○)

〔問題〕 化学物質とは、元素及び化合物をいう。 (○)

〔問題〕 作業環境測定とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行う 【 ① 】、【 ② 】及び分析（解析を含む。）をいう。

①デザイン ②サンプリング

〔問題〕 労働安全衛生法の主たる義務主体である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人そのものを指している。 (○)

法3条 事業者等の責務 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	★★	—	—	★★

★：択一式 (H12. 14. 15) ☆：選択式 (H11. 17. 18)



【条文】

- ① 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。
- ② 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止に資するように努めなければならない。
- ③ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

ポイント 法3条 事業者等の責務

[問題] 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するように努めなければならない。

(×) 確保しなければならない。 (努力規定ではなく義務規定)

[問題] 事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するように努めなければならない。

(×) 協力しなければならない。

[問題] 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、又は輸入する者にも、これらの物の設計、製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止に資するよう努めることを求めている。 (○)

[問題] 労働安全衛生法は、原材料を製造し、又は輸入する者にも、これらの物の製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めることを求めている。(○)

[問題] 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するようにしなければならない。

(×) 防止に資するよう努めなければならない。

[問題] 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないようにしなければならない。

(×) 配慮しなければならない。

法 5 条 事業者に関する規定の適用 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8) ☆：選択式 (一)



【条文】

2 以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの 1 人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

ポイント 法 5 条 事業者に関する規定の適用

[問題] 2 以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を【 ① 】して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを【 ② 】に届け出なければならない。

①共同連帯 ②都道府県労働局長

[問題] 代表者の届出は、仕事の開始の日の 10 日前までに行わなければならない。

(×) 14 日前

法 23 条 事業者の講ずべき措置等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (H9)



【条文】

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

ポイント

法 23 条 事業者の講ずべき措置等

[問題] 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の【 ① 】のため必要な措置を講じなければならない。

①健康、風紀及び生命の保持

[問題] 事業者は、高さが 3 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等 (以下「囲い等」) を設けなければならない。

(×) 2 メートル以上

[問題] 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。(○)

[問題] 事業者は、一の荷でその重量が 300 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順等の所定の事項を行わせなければならない。

(×) 100 キログラム以上

[問題] 事業者は、労働者を常時就業させる場所（感光材料を取り扱う作業等特殊な作業を行う作業場を除く。）の作業面の照度を、精密な作業について 150 ルクス以上にしなければならない。

(×) 300 ルクス

[問題] 事業者は、事務所の室（感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室を除く。）における普通の作業を行う作業面の照度を、150 ルクス以上としなければならない。(○)

法 25 条の 2 救護に関する措置 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (H9)



【条文】

建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の**救護に関する措置**がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- ① 労働者の**救護**に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- ② 労働者の**救護**に関し必要な事項についての**訓練**を行うこと。
- ③ そのほか、爆発、火災等に備えて、労働者の**救護**に関し必要な事項を行うこと。

ポイント 法 25 条の 2 救護に関する措置

[問題] 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、一定の措置を講じなければならない。(○)

法 28 条の 2 事業者の行うべき調査等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	☆

★：択一式 (—) ☆：選択式 (H19)



【条文】

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（表示対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ポイント 法 28 条の 2 事業者の行うべき調査等

[問題] 事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(×) 講ずるように努めなければならない。

法 29 条 元方事業者の講ずべき措置等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H14. 18) ☆：選択式 (H13. 19)



【条文】

- ① 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法等の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。
- ② 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法等の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- ③ ②の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

ポイント 法 29 条 元方事業者の講ずべき措置等

[問題] 業種のいかんを問わず、元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。(○)

[問題] 製造業に属する事業の元方事業者は、関係請負人が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない、これらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。(○)

[問題] 元方事業者とは、一つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者のことで、その者が 2 以上の請負関係がある場合には、その最も先次の注文者のことをいう。(○)

[問題] 関係請負人とは、元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われる場合の元方事業者以外の全ての下請負人のことをいう。(○)

法 29 条の 2 建設業の元方事業者の講ずべき措置等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所等において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

ポイント 法 29 条の 2 建設業の元方事業者の講ずべき措置等

[問題] 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所等において、関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。(○)

法 30 条 特定元方事業者等の講ずべき措置 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★	—	—	—	★★	★	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (H5)



【条文】

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- ① 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- ② 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- ③ 作業場所を巡視すること。
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- ⑤ 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

ポイント 法 30 条 特定元方事業者の講ずべき措置

〔問題〕 特定元方事業者は、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、一定の事項に関する必要な措置を講じなければならない。(○)

〔問題〕 上記の一定の事項とは

- ① 【 ① 】の設置及び運営を行うこと
- ② 作業間の連絡及び調整を行うこと
- ③ 作業場所を巡視すること
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと等がある。
- ① 協議組織

法 30 条の 2 製造業等の元方事業者の講ずべき措置等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

ポイント 法 30 条の 2 製造業等の元方事業者講ずべき措置等

[問題] 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。(○)

法 31 条 注文者の講ずべき措置 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14.18) ☆：選択式 (—)



【条文】

特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物等を、当該仕事を行なう場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

ポイント

法 31 条 注文者の講ずべき措置

[問題] 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物等を、当該仕事を行なう場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。(○)

法 31 条の 4 違法な指示の禁止 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14) ☆：選択式 (—)



【条文】

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

ポイント

法 31 条の 4 違法な指示の禁止

[問題] 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。(○)

法 33 条 機械等貸与者等の講ずべき措置等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

ポイント 法 33 条 機械等貸与者等の講ずべき措置等

[問題] 機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。(○)

法 34 条 建築物貸与者の講ずべき措置 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

ポイント 法 34 条 建築物貸与者の講ずべき措置

[問題] 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。(○)

法 35 条 重量表示 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (H7)



【条文】

一の貨物で、重量が **1 トン以上** のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその 重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

ポイント 法 35 条 重量表示

[問題] 一の貨物で、重量が 0.5 トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。

(×) 1 トン以上

[問題] 上記の場合、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときも同様に重量を表示しなければならない。

(×) 重量を表示する必要はない。

法 102 条 ガス工作物等設置者の義務 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)



【条文】

ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

ポイント 法 102 条 ガス工作物設置者の義務

[問題] ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。(○)

法 97 条 労働者の申告（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H18） ☆：選択式（—）



【条文】

- ① 労働者は、事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるよう求めることができる。
- ② 事業者は、①の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

ポイント

法 97 条 労働者の申告

〔問題〕労働者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるよう求めることができる。（○）

法 6～9 条 労働災害防止計画

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

(法 6 条)

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（「労働災害防止計画」）を策定しなければならない。

(法 7 条)

厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

ポイント

法 6～9 条 労働災害防止計画

[問題] 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた【 ① 】を策定しなければならない。

①労働災害防止計画

[問題] 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、【 ① 】の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

①労働政策審議会

[問題] 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。(○)

法 10 条 総括安全衛生管理者 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	★★	★★	—	★	—	★☆	—

★：択一式 (H16. 19) ☆：選択式 (H12)



【条文】

- ① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、**総括安全衛生管理者**を選任し、その者に**安全管理者、衛生管理者又は建設業等における救護に関する措置について技術的事項を管理する者の指揮**をさせるとともに、次の業務を**統括管理**させなければならない。
- (1) 労働者の**危険又は健康障害**を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の**安全又は衛生のための教育**の実施に関すること。
 - (3) **健康診断の実施**その他**健康の保持増進**のための措置に関すること。
 - (4) **労働災害の原因の調査及び再発防止対策**に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- ② **総括安全衛生管理者**は、当該事業場においてその事業の実施を**統括管理する者**をもって充てなければならない。
- ③ **都道府県労働局長**は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、**総括安全衛生管理者の業務の執行**について**事業者**に勧告することができる。

ポイント 法 10 条 総括安全衛生管理者

[問題] 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を【 ① 】する者をもって充てなければならない。

①**統括管理**

[問題] 事業者は、すべての事業場において、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、一定の業務を統括管理させなければならない。

(×) すべての事業場ではなく、政令で定める規模の事業場ごとに

[問題] 総括安全衛生管理者の政令で定める規模とは

使用労働者数	業種
【 ① 】人以上	林業、鉱業、建設業、【 ② 】、清掃業（屋外産業的業種）
常時 300 人以上	製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
【 ③ 】人以上	その他の業種

①常時 100 ②運送業 ③常時 1,000

[問題] 総括安全衛生管理者に関する一定の業務（統括管理する業務）とは、下記の通りである。

- 労働者の【 ① 】を防止するための措置に関すること
- 労働者の【 ② 】のための教育の実施に関すること
- 【 ③ 】の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

①危険又は健康障害 ②安全又は衛生 ③健康診断

[問題] 総括安全衛生管理者は、毎月 1 回以上事業場等の巡視を義務づけられている。

(×) 巡視に関する規定はない。

[問題] 製造業に属する事業者は、総括安全衛生管理者を、常時 100 人以上の労働者を使用する事業場ごとに選任しなければならない。

(×) 常時 300 人以上

[問題] 常時 500 人の労働者を使用する製造業の事業場においては総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(○)

〔問題〕事業者は、常時 250 人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

(×) 選任する必要はない。

〔問題〕事業者は、常時 350 人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任する必要はない。

(×) 選任しなければならない。

〔問題〕事業者は、常時 150 人の労働者を使用する清掃業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(○)

〔問題〕その他の業種に属する使用労働者数が 40 人である事業場においては、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医を選任しなければならない。

(×) 人数が選任要件に満たないのでそれぞれ選任は不要

〔問題〕総括安全衛生管理者は、厚生労働大臣の定める研修を修了した者のうちから選任しなければならない。

(×) 厚生労働大臣の定める研修を修了した者という要件はない。当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

〔問題〕事業者は、総括安全衛生管理者に、労働安全衛生法上の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置について統括管理させなければならない。(○)

〔問題〕厚生労働大臣は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者の業務の執行について勧告することができる。

(×) 都道府県労働局長

〔問題〕都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる。

(×) 解任を命ずる規定はない。

〔問題〕事業者は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 10 日以内に選任しなければならない。選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない。

(×) 14 日以内

[問題] 事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由により職務ができない場合は、事業者が代理をしなければならない。

(×) 代理者を選任しなければならない。事業者が代理する規定はない。

法 11 条 安全管理者 (★★★)

(出題傾向)

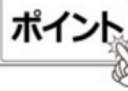
H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	★★	★★	★★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 14. 15. 16.) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。



法 11 条 安全管理者

[問題] 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから安全管理者を選任し、その者に【 ① 】が統括管理すべき業務のうち【 ② 】に係る技術的事項を管理させなければならない。

①総括安全衛生管理者 ②安全

[問題] 安全管理者の政令で定める業種及び規模の事業場

使用労働者数	業種
【 ① 】人以上	【 ② 】
	製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

①常時 50 ②林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業

[問題] 常時 50 人以上の労働者を使用する製造業の事業者は、安全管理者を選任しなければならない。(○)

〔問題〕安全管理者は、学歴に応じ、一定年数以上の産業安全の実務経験者で厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した者、労働安全コンサルタント、厚生労働大臣が定める者等から選任しなければならない。（○）

〔問題〕安全管理者の資格要件に関して、学歴に応じて、大卒は1年以上、高卒は2年以上の産業安全の実務経験者で厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した者である必要がある。

（×）大卒は2年以上、高卒は4年以上である。

〔問題〕事業者は、2人以上の安全管理者を選任する場合には、そのうちの1人については、その事業場に専属の者でない外部の労働安全コンサルタントを安全管理者として選任しても差し支えない。（○）

〔問題〕安全管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は安全状態に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（×）巡視に関する頻度の規定はない。

〔問題〕労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。（○）

法 12 条 衛生管理者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	★	★★	—	★	—	—	★

★：択一式 (H5. 6. 7. 8. 9. 12. 17. 16) ☆：選択式 (H25)



【条文】

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、当該事業場の業務の区分に応じ、衛生管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

ポイント 法 12 条 衛生管理者

[問題] 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、事業場の業務の区分に応じ、衛生管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全又は衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

(×) 安全に係る事項は含まれていない。

[問題] 衛生管理者の政令で定める規模 (業種は問わない)

常時使用する労働者数	選任人数
【 ① 】人以上 ～ 200 人以下	1 人以上
200 人超 ～ 500 人以下	2 人以上
500 人超 ～ 1,000 人以下	3 人以上
1,000 人超 ～ 2,000 人以下	4 人以上
2,000 人超 ～ 【 ② 】人以下	5 人以上
【 ② 】人超 ～	6 人以上

①50 ②3,000

[問題] 500 人を超える場合で坑内労働や健康上特に有害な業務に常時 50 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を専任にしなければならない。

(×) 常時 30 人

[問題] 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場では、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を専任にしなければならない。

(×) 常時 1,000 人

[問題] 事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生管理者を選任しなければならない。(○)

[問題] 労働者数の算定に当たって、派遣労働者については、当該労働者を派遣している派遣元事業場及び当該労働者を受け入れている派遣先事業場双方の労働者として算出する。(○) 総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医も同様

[問題] 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。(○)

[問題] 衛生管理者の資格要件は、下記の通りである。

- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 【 ① 】
- ・ 第一種衛生管理者免許を有する者、第二種衛生管理者免許を有する者
- ・ 【 ② 】
- ・ 厚生労働大臣の定める者

①労働衛生コンサルタント ②衛生工学衛生管理者免許を有する者

[問題] 食料品製造で深夜業を含む 600 人の労働者がいる工場には、衛生管理者を 3 人選任しなければならない。(○)

[問題] 上記の場合、3 人のうち少なくとも 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない。

(×) 常時 500 人を超える事業場で、坑内労働や衛生工学的な措置を必要とする業務に 30 人以上従事させた場合は、そのうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者から選任する必要があるが、深夜業は該当しない。

法 12 条の 2 安全衛生推進者及び衛生推進者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★★	★★	—	—	—	—	★

★：択一式 (H8. 12. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、安全管理者を選任すべき事業場及び衛生管理者を選任すべき事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、安全衛生推進者 (安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業の事業場にあつては、衛生推進者) を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務を担当させなければならない。

ポイント

法 12 条の 2 安全衛生推進者及び衛生推進者

[問題] 事業者は、安全管理者を選任すべき事業場及び衛生管理者を選任すべき事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模ごとに、【 ① 】 (安全管理者を選任すべき業種以外の業種の事業場にあつては、【 ② 】) を選任し、その者に【 ③ 】が統括管理すべき業務を担当させなければならない。

①安全衛生推進者 ②衛生推進者 ③総括安全衛生管理者

[問題] 安全衛生推進者および衛生推進者のまとめ

	安全衛生推進者	衛生推進者
選任業種	安全管理者を選任すべき事業	左記以外の業種
選任規模	常時【 ① 】の労働者を使用する事業	
職務	【 ② 】に係る業務	【 ③ 】に係る業務
選任	安全衛生推進者等の選任は、【 ④ 】の登録を受けた者が行う講習 (安全衛生推進者養成講習) を修了した者	
専属	事業場に専属の者を選任⇒労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等を選任するときは、専属は不要	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●選任すべき事由が発生した日から【 ⑤ 】以内に選任 ●選任後、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により周知 ●作業場の巡視義務なし 	

①10 人以上 50 人未満 ②安全及び衛生 ③衛生 ④都道府県労働局長 ⑤14 日

[問題] 常時 30 人の労働者を使用する旅館業の事業場においては安全衛生推進者を選任しなければならない。 (○)

[問題] 安全衛生推進者は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視しなければならない。
 (×) 作業場等の巡視義務はない。

[問題] 安全衛生推進者の選任に当たっては、その事業場に専属の者を選任しなければならない。(○)

[問題] 安全衛生推進者の選任に当たって、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントから選任する場合には、当該事業場に専属の者でなくても差し支えない。(○)

[問題] 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、その安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。(○)

[問題] 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、その選任に関する報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(×) 提出は不要

法 13 条 産業医等 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	★★	★★	—	—	—	—	★

★：択一式 (H6. 7. 11. 14. 16. 17) ☆：選択式 (H21)



【条文】

- ① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（「労働者の健康管理等」）を行わせなければならない。
- ② 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- ③ 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- ④ 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

ポイント

法 13 条 産業医等

[問題] 事業者は、政令で定める業種のうち、使用する労働者数が常時 50 人以上の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。

(×) 「政令で定める業種のうち」ではなくすべての業種

[問題] 常時使用する労働者数が 3,000 人を超える場合は、2 人以上の産業医を選任しなければならない。(○)

[問題] 3,000 人を超える事業場においては、専属の 2 人以上の産業医を選任することが必要である。

(×) 2 人以上のうち 1 人の者は専属である必要がある。

[問題] 専属の産業医は、「常時 1,000 人以上の事業場」「有害業務に常時 500 人以上の事業場」において必要である。(○)

[問題] 上記に規定する有害業務とは、下記の通りである。(○)

- ・重量物を取扱う業務
- ・有害放射線にさらされる業務
- ・有害物の粉じん等が発散する場所における業務
- ・深夜業を含む業務 である。

[問題] 常時 600 人の従業員が属する深夜業で操業する工場の産業医については、その工場に専属の者を選任しなければならない。

(○) 常時 500 人以上の深夜業を含む事業場の場合、産業医は専属である必要がある。

[問題] 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をしなければならない。

(×) 必要な勧告をすることができる。

[問題] 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な【 ① 】をすることができる。

①勧告

〔問題〕（平成 30 年法改正）産業医は、少なくとも【 ① 】（産業医が、事業者から【 ① 】以上、【 ② 】の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも【 ③ 】月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

①毎月 1 回 ②一定の情報 ③2

〔問題〕（平成 30 年法改正）上記の一定の情報とは、

(1) 【 ① 】の定期巡視（少なくとも毎週 1 回）の結果

(2) (1)のほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、【 ② 】又は安全衛生委員会における【 ③ 】を経て事業者が産業医に提供したもの

①衛生管理者 ②衛生委員会 ③調査審議

〔問題〕産業医の選任義務のない事業場に関しては、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。（○）

〔問題〕産業医は、労働衛生コンサルタント試験に合格した医師でその試験の区分が保健衛生である者のほか一定の要件に該当する者から選任しなければならない。（○）

〔問題〕産業医は医師であり、さらに下記の要件を備えた者から選任しなければならない。

●労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって、厚生労働大臣の指定する者（法人に限る）が行う研修を修了した者

●産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であり、その大学が行う実習を履修したもの

●労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験の区分が【 ① 】であるもの）

●大学において【 ② 】に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る）の職にあり、又はあった者

●その他厚生労働大臣が定める者

①保健衛生 ②労働衛生

[問題] 事業者は、産業医を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任しなければならず、選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない。(○)

法 13 条の 2 産業医の選任義務のない事業場 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者（保健師）に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

ポイント

法 13 条の 2 産業医の選任義務のない事業場

[問題] 事業者は、産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせなければならない。

(×) 行わせるように努めなければならない。

法 14 条 作業主任者 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H5.8) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、**高圧室内作業**その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、**都道府県労働局長の免許を受けた者**又は**都道府県労働局長の登録を受けた者**が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該**作業の区分**に応じて、**作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。**

ポイント 法 14 条 作業主任者

〔問題〕 「木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業」は、作業主任者を選任すべきものとされている作業である。（○）

〔問題〕 「高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）」は、作業主任者を選任すべきものとされている作業である。（○）

〔問題〕 「つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業」は、作業主任者を選任すべきものとされている作業である。（○）

〔問題〕 「動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業」は、作業主任者を選任すべきものとされている作業である。（○）

〔問題〕 「屋内において鋼材をアーク溶接する作業」は、作業主任者を選任すべきものとされている作業である。（×）作業主任者の選任は不要

【問題】事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、【 ① 】の免許を受けた者又は【 ① 】の登録を受けた者が行う【 ② 】を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、【 ③ 】を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

①都道府県労働局長 ②技能講習 ③作業主任者

【問題】作業主任者は、作業の区分に応じて、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから選任する必要がある。(○)

【問題】事業者は、作業主任者を選任したときは、その氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。(○)

法 17 条 安全委員会 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- ③ 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

ポイント 法 17 条 安全委員会

【問題】事業者は、すべての事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- ①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - ②労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - ③前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項
- (×) すべての事業場ではない。

[問題] 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。(○)

[問題] 政令で定める規模及び業種

使用労働者数	業種
常時 【 ① 】 以上	林業、鉱業、建設業、製造業（木材、木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業
常時 【 ② 】 以上	製造業（上記以外）、運送業（上記以外）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

①50人 ②100人

[問題] 事業者は、安全委員会を毎月1回以上開催するようしなければならない。(○)

[問題] 安全委員会の調査審議事項は、下記の通りである。

- ①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
 - ②労働災害の原因及び再発防止対策で、【 ① 】に係るものに関する事。
 - ③前二号に掲げるもののほか、労働者の【 ② 】に関する重要事項（付議事項）
- ①安全 ②危険の防止

法 17 条 2 項～5 項 安全委員会の構成 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H6. 7. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ② 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、(1)の者である委員は、一人とする。
- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - (2) 安全管理者のうちから事業者が指名した者
 - (3) 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- ③ 安全委員会の議長は、(1)の委員がなるものとする。
- ④ 事業者は、(1)の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

ポイント 法 17 条 2 項～5 項 安全委員会の構成

[問題] 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、①の者である委員は、1 人とする。(○)

- ① 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

[問題] 安全委員会を設置しなければならない場合、事業者は、安全委員会の議長となるべき委員以外の委員の半数については、過半数労働組合等を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(○)

法 18 条 衛生委員会 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

ポイント

法 18 条 衛生委員会

〔問題〕事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を【 ① 】させ、事業者に対し【 ② 】を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- ①調査審議 ②意見

〔問題〕業種を問わず使用する労働者数が全社で常時 50 人以上の場合は、衛生委員会を設置しなければならない。

(×) 労働者数が事業場ごとに常時 50 人以上の場合、事業場ごとに設置しなければならない。

〔問題〕衛生委員会の調査審議事項は、下記の通りである。

- 労働者の【 ① 】を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 労働者の【 ② 】を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 労働災害の原因及び再発防止対策で、【 ③ 】に係るものに関すること。
- 上記に掲げるもののほか、労働者の【 ① 】の防止及び【 ② 】に関する重要事項 (付議事項)

- ①健康障害 ②健康の保持増進 ③衛生

〔問題〕 衛生委員会の付議事項は下記の通りである。

- 【 ① 】に関する規程の作成に関すること
 - 【 ② 】及びその結果に基づき講ずる措置
 - 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - 衛生教育の実施計画の作成に関すること
 - 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
 - 【 ③ 】の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
 - 定期に行われる【 ④ 】、指示を受けて行われる臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及び他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
 - 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
 - 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
 - 労働者の【 ⑤ 】を図るための対策の樹立に関すること
 - 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項
- ①衛生 ②危険性又は有害性等の調査 ③作業環境測定 ④健康診断
⑤精神的健康の保持増進

〔問題〕 事業者が衛生委員会に付議しなければならない事項には、厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関することが含まれている。(○)

〔問題〕 労働安全衛生法が定める衛生委員会の調査審議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事項が含まれている。(○)

〔問題〕 労働安全衛生法が定める衛生委員会の調査審議事項には、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することが含まれている。(○)

〔問題〕 衛生委員会を設けなければならない事業者は、衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。(○)

法 18 条 2 項～3 項 衛生委員会の構成 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 12. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ② 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、(1)の者である委員は、一人とする。
- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - (2) 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - (3) 産業医のうちから事業者が指名した者
 - (4) 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- ③ 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

ポイント 法 18 条 2 項～3 項 衛生委員会の構成

〔問題〕 衛生委員会の委員は、下記の者をもつて構成する。ただし、①の者である委員は、1 人とする。

- ①総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- ②【 ① 】のうちから事業者が指名した者
- ③【 ② 】のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、【 ③ 】に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- ①衛生管理者 ②産業医 ③衛生

〔問題〕 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。(○)

法 19 条 安全衛生委員会 (★★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★★	—	—	—	—	★	★	—	★

★：択一式 (H5. 8. 12. 14. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

ポイント 法 19 条 安全衛生委員会

〔問題〕事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、【 ① 】を設置することができる。

①安全衛生委員会

〔問題〕事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、開催の都度、遅滞なく、その委員会の議事の概要を労働者に周知しなければならない。(○)

〔問題〕安全衛生委員会の構成員には、事業者が指名した産業医を加えなければならない。(○)

〔問題〕安全衛生委員会の構成員の総数については、事業場の規模、作業の実態等に応じた定めはなく、適宜決定すべきものである。(○)

〔問題〕派遣先事業者は、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、当該派遣中の労働者を、それぞれ安全委員会若しくは衛生委員会の委員に指名し、又は安全衛生委員会の委員に指名することができる。(○)

〔問題〕常時 600 人の従業員が属する深夜業での操業をする工場においては、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならず、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。(○)

法 15 条 統括安全衛生責任者 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★★	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7) ☆：選択式 (H5)



【条文】

元方事業者のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（「特定事業」）を行う者（「特定元方事業者」）は、その労働者及びその関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

ポイント

法 15 条 統括安全衛生責任者

[問題] 統括安全衛生責任者は、特定元方事業者（特定事業である建設業、造船業に属する事業の下請負人を使用する元請負人）の事業場において、特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために統括管理する者である。（○）

[問題] 労働者数が元請負人と下請負人とを合わせて常時【 ① 】人以上（一定の事業については常時【 ② 】人以上）従事させる事業場の特定元方事業者は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任したときは、事業の開始後遅滞なく作業場を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

- ①50 ②30

[問題] 上記一定の事業とは、下記の通りである。（○）

- ① ずい道等の建設
- ② 圧気工法による作業
- ③ 一定の橋梁の建設

[問題] 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務執行について当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に対し勧告することができる。（○）

法 15 条の 2 元方安全衛生管理者（－）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

★：択一式（H7.8） ☆：選択式（H5）



【条文】

統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

ポイント

法 15 条の 2 元方安全衛生管理者

〔問題〕 統括安全衛生責任者を選任した事業者で、【 ① 】 その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、【 ② 】 を選任し、その者に特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項のうち【 ③ 】 を管理させなければならない。

①建設業 ②元方安全衛生管理者 ③技術的事項

〔問題〕 都道府県労働局長は事業者に対して、元方安全衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

（×）労働基準監督署長

〔問題〕 元方安全衛生管理者に関しては、その事業場に専属の者を選任しなければならない。（○）

法 16 条 安全衛生責任者（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H6） ☆：選択式（H5）



【条文】

統括安全衛生責任者を選任すべき場合において、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

ポイント 法 16 条 安全衛生責任者

〔問題〕 統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、【 ① 】を選任し、その者に統括安全衛生責任者との【 ② 】その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

①安全衛生責任者 ②連絡

〔問題〕 安全衛生責任者を選任した請負人は、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。（○）

法 15 条の 3 店社安全衛生管理者（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（一） ☆：選択式（H5）



【条文】

建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

ポイント

法 15 条の 3 店社安全衛生管理者

〔問題〕 統括安全衛生責任者を選任しない元方事業者のうち、一の場所において一定の仕事で、一定数の労働者及び関係請負人を使用して行う場合は、店社安全衛生管理者を選任し、作業の開始後遅滞なく作業場を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。（○）

〔問題〕 店社安全衛生管理者を選任しなければならない仕事と人数要件

元方事業者の行う仕事	労働者の合計数
<ul style="list-style-type: none"> ・ ずい道等の建設の仕事 ・ 一定の橋梁の建設の仕事 ・ 圧気工法による作業を行う仕事 	【 ① 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建設物の建設 	【 ② 】

①常時 20 人以上 30 人未満 ②常時 20 人以上 50 人未満

〔問題〕店社安全衛生管理者は、以下の職務を行わなければならない。

- 仕事を行う建設現場における特定元方事業者の講ずべき措置を担当する者に対する指導を行うこと
- 少なくとも【 ① 】労働者が作業を行う場所を巡視すること
- 労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること
- 【 ② 】の会議に随時参加すること
- 仕事の工程計画及び機械・設備等の配置計画に関して、当該機械・設備等を使用する関係請負人の講ずべき措置が講じられていることについて確認すること

①毎月1回 ②協議組織

〔問題〕店社安全衛生管理者は、下記に該当する者から選任しなければならない。(○)

- ① 大学等を卒業した者で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ② 高校等を卒業した者で、その後5年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ③ 8年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者

法 19 条の 2 安全管理者等に対する教育等 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

ポイント 法 19 条の 2 安全管理者等に対する教育等

〔問題〕事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。(○)

法 99 条の 2 講習の指示 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)



【条文】

都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（「労働災害防止業務従事者」と）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

ポイント 法 99 条の 2 講習の指示

[問題] 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合に、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害防止業務従事者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。(○)

法 37 条 製造の許可 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 14) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（「特定機械等」）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- ② 都道府県労働局長は、①の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。



法 37 条 製造の許可

[問題] 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（「特定機械等」）を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(×) 都道府県労働局長の許可

[問題] 特定機械等とは、下記のとおりである。(○)

- ①ボイラー（小型ボイラー等を除く）
- ②第 1 種圧力容器（小型圧力容器等を除く）
- ③つり上げ荷重が 3 トン以上のクレーン（スタッカー式は 1 トン以上のもの）
- ④つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン
- ⑤つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック
- ⑥積載荷重が 1 トン以上のエレベーター
- ⑦ガイドレールの高さが 18 メートル以上の建設用のリフト
- ⑧ゴンドラ

法 38 条 製造時等検査等 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10.14) ☆：選択式 (—)



【条文】

特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録製造時等検査機関」）の検査を受けなければならない。
ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について当該特定機械等を外国において製造した者が一定の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。



法 38 条 製造時等

〔問題〕 特定機械等を【 ① 】し、若しくは【 ② 】した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を【 ③ 】したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは【 ④ 】の、特別特定機械等であるときは【 ⑤ 】の登録を受けた者（「登録製造時等検査機関」）の検査を受けなければならない。
①製造 ②輸入 ③廃止 ④都道府県労働局長 ⑤厚生労働大臣

〔問題〕 上記ただし書きとして、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（輸入時等検査対象機械等）について当該特定機械等を外国において製造した者が外国立地機関による検査を受けた場合は、改めて検査を受けることが免除される。
(○)

〔問題〕 労働安全衛生法で定める特別特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第1種圧力容器（小型圧力容器を除く。）である。(○)

[問題] 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、製造時等検査に合格した移動式の特定機械等（移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラ）について、検査証を交付する。（○）

法 38 条 3 項 設置時等の検査等（一）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H7. 10. 14） ☆：選択式（一）



【条文】

特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

ポイント 法 38 条 3 項 設置時等の検査等

[問題] 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

（×）労働基準監督署長の検査

[問題] 移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラは、移動式であり、設置を必要としないので設置時の検査の対象ではない。（○）

[問題] 労働基準監督署長は、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。（○）

[問題] 労働基準監督署長は、特定機械等の部分の変更（変更検査）又は再使用（使用再開検査）に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。（○）

〔問題〕 検査証の有効期間

特定機械等	有効期間
ボイラー、第1種圧力容器、エレベーター、ゴンドラ	【 ① 】
クレーン、移動式クレーン、デリック	【 ② 】
建設用リフト	設置から廃止まで

①1年 ②2年

法 42 条 譲渡等の制限等 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10) ☆：選択式 (—)

【条文】



特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

ポイント 法 42 条 譲渡等の制限等

〔問題〕 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める【 ① 】又は【 ② 】を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

①規格 ②安全装置

〔問題〕 上記政令で定める機械等とは、下記のとおりである。(○)

- ①ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
- ②第2種圧力容器（第1種圧力容器以外の圧力容器であって一定のもの）
- ③小型ボイラー
- ④小型圧力容器（第1種圧力容器のうち政令で定める一定のもの）
- ⑤プレス機械又はシャアの安全装置
- ⑥防爆構造電気機械器具
- ⑦クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- ⑧防じんマスク、防毒マスク
- ⑨保護帽
- ⑩電動ファン付き呼吸用保護具

法 43 条 局所防護装置 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	☆	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10.14) ☆：選択式 (—)



【条文】

動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

ポイント 法 43 条 局所防護装置

〔問題〕 動力により駆動される機械等で、作動部分上の【 ① 】又は【 ② 】若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

- ①突起物 ②動力伝導部分

法 44 条 個別検定 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

譲渡等の制限に係る機械等（形式検定の対象となる機械等を除く。）のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録個別検定機関」）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

ポイント 法 44 条 個別検定

〔問題〕 譲渡等の制限等に係る機械等（型式検定の対象となる機械等を除く。）のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録個別検定機関）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。（○）

〔問題〕 個別検定とは、機械等 1 台ごとについて個別に行われる検定で、同じ型式のものでも、1 台ごとに検定を受ける必要があり、型式検定は機械等の型式ごとに行われる検定である。（○）

〔問題〕 個別検定を受けなければならない機械等は、下記の通りである。（○）

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式のもの）
- ② 第二種圧力容器
- ③ 小型ボイラー
- ④ 小型圧力容器

〔問題〕 個別検定に合格した場合は、上記①については、機械等の見やすい箇所に個別検定合格標章を付し、上記②～④の機械等については、見やすい箇所に刻印を押し、又は刻印を押しした銘板を取り付けることにより、合格した旨の表示をしなければならない。（○）

法 44 条の 2 型式検定 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7.8) ☆：選択式 (—)



【条文】

譲渡等の制限に係る機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録型式検定機関」）が行う当該機械等の形式についての検定を受けなければならない。

ポイント 法 44 条の 2 型式検定

[問題] 譲渡等の制限等に係る機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録型式検定機関）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。(○)

[問題] 型式検定を受けなければならない機械等は下記の通りである。(○)

- ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式以外の制動方式のもの）
- プレス機械又はシャーの安全装置
- 防爆構造電気機械器具
- 防じんマスク
- 防毒マスク
- 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置（可動式のもの）
- 動力により駆動されるプレス機械（スライドによる危険を防止するための機構を有するもの）
- 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- 保護帽
- 電動ファン付き呼吸用保護具 等がある。

[問題] 型式検定合格証の有効期間は下記の通り定められている。

機械等	有効期間
防じんマスク、防毒マスク	【 ① 】
上記以外	【 ② 】

①5年 ②3年

法 45 条 定期自主検査 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 8. 10. 11) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、**ボイラーその他の機械等**で、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

ポイント 法 45 条 定期自主検査

[問題] 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。(○)

[問題] 定期自主検査の結果の記録は、3年間保存しなければならない。(○)

[問題] 事業者は、定期自主検査の対象となる機械等で政令で定めるものについて定期自主検査のうち特定自主検査を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は厚生労働大臣もしくは都道府県労働局長の登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者に実施させなければならない。(○)

[問題] 定期自主検査を要する機械等のうち、特定自主検査の対象となる機械等は、下記の通りである。(○)

- 動力により駆動されるプレス機械
- フォークリフト
- 不整地運搬車
- 車両系建設機械
- 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

法 55 条 製造等の禁止 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)



【条文】

黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

ポイント 法 55 条 製造等の禁止

[問題] 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、例外なく製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

(×) 試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当する場合は可能

[問題] 試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件とは、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受け、厚生労働大臣が定める基準に従い製造し又は使用する場合である。(○)

法 56 条 製造の許可 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)



【条文】

ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に**重度の健康障害を生ずるおそれのある物**で、政令で定めるものを**製造**しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

ポイント 法 56 条 製造の許可

[問題] ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に**重度の健康障害を生ずるおそれのある物**で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

(×) 厚生労働大臣の許可

[問題] 製造許可物質は、ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤、塩素化ビフェニル (PCB)、アルファーナフチルアミン等である。(○)

法 57 条 表示等 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物
- ② ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの
- ③ ①又は② (表示対象物) を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装 (容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器) に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。
- (1) 次に掲げる事項
- イ 名称
 - ロ 人体に及ぼす作用
 - ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- (2) 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの



法 57 条 表示等

【問題】 【 ① 】 の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に 【 ② 】 を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は 【 ③ 】 を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、原則として、その容器又は包装 (容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器) に次に掲げるものを 【 ④ 】 しなければならない。

(表示事項)

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意 等々

①爆発性 ②健康障害 ③表示対象物 ④表示

[問題] タンクローリーによる輸送やパイプラインによる輸送により譲渡し、又は提供する者は、表示事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。(○)

[問題] 容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、表示を要しない。(○)

法 57 条の 2 文書の交付等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

- ① 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの
- ② 製造許可物質

①又は②(通知対象物)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。

ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- (1) 名称
- (2) 成分及びその含有量
- (3) 物理的及び化学的性質
- (4) 人体に及ぼす作用
- (5) 貯蔵又は取扱い上の注意
- (6) 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

ポイント

法 57 条の 2 文書の交付等

〔問題〕労働者に【 ① 】若しくは【 ② 】を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は製造通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、【 ③ 】の交付その他厚生労働省令で定める方法により【 ④ 】に関する一定の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として【 ④ 】を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

(通知事項)

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意 等々

①危険 ②健康障害 ③文書 ④通知対象物

法 57 条の 3 表示対象物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】



① 事業者は、表示対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

② 事業者は、①の調査の結果に基づいて、労働安全衛生法の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ポイント

法 57 条の 3 新規化学物質の有害性の調査

〔問題〕 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（○）

〔問題〕 有害性の調査が不要な場合は、下記の通りである。

- 新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の【 ① 】の確認を受けたとき
- 新規化学物質に関し、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の【 ① 】の確認を受けたとき。
- 当該新規化学物質を【 ② 】のため製造し、又は輸入しようとするとき。
- 当該新規化学物質が【 ③ 】に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。
- 新規化学物質の 1 年間の製造量又は輸入量が【 ④ 】キログラム以下である旨厚生労働大臣の確認を受けたとき

①厚生労働大臣 ②試験研究 ③主として一般消費者の生活の用 ④100

法 57 条の 4 化学物質の有害性の調査 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6. 7. 9) ☆：選択式 (—)



【条文】

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ポイント

法 57 条の 4 化学物質の有害性の調査

[問題] 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（新規化学物質）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(×) 厚生労働大臣

[問題] 厚生労働大臣は、新規化学物質に係る届出があった場合には、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。(○)

法 59 条 安全衛生教育 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★★	—	—	—	★★	—	—	—

★：択一式 (H13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- ② ①の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

ポイント 法 59 条 安全衛生教育

[問題] 事業者は、労働者を雇い入れたとき又は作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。(○)

[問題] 派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育の実施義務については、当該労働者を受け入れている派遣先の事業者に課せられている。
(×) 派遣元の事業者に課せられている。

[問題] 派遣労働者に対する作業内容変更時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者のみに課せられている。
(×) 派遣元及び派遣先の事業者双方に課せられている。

安全衛生教育の実施	実施義務者
雇入れ時	派遣元事業者
作業内容変更時	派遣元事業者 + 派遣先事業者

[問題] 安全衛生教育については、それらの実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定労働時間外に行われた場合には、当然割増賃金が支払われなければならない。(○)

[問題] 雇入れ時の安全衛生教育の対象となる労働者は、常時使用する労働者である。
(×) 常時ではなく、すべての労働者が対象

[問題] 事業者は、安全衛生教育に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

(×) 全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者

法 59 条 3 項 特別教育 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 8. 13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

③ 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

ポイント 法 59 条 3 項 特別教育

[問題] 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(×) 安全又は衛生のための特別の教育

[問題] 特別教育の対象業務は、下記の通りである。(○)

- 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転
- つり上げ荷重 1 トン未満の移動式クレーンの運転
- アーク溶接等の業務
- 小型ボイラーの取扱い
- 建設用リフトの運転等々

[問題] 事業者は、最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務については、労働安全衛生法第 59 条第 3 項のいわゆる特別教育を行わなければならない。(○)

[問題] 事業者は、廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉の設備の保守点検等の業務に労働者を就かせるときは、特別の安全衛生教育を行わなければならない。(○)

〔問題〕 事業者は、建設用リフトの運転の業務に労働者を就かせるときは、その業務に関する特別の安全衛生教育を行わなければならない。 (○)

〔問題〕 事業者は、特別の安全衛生教育を行ったときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成して、5 年間保存しておかなければならない。

(×) 3 年間

〔問題〕 派遣労働者に対する危険・有害業務に関する特別の教育の実施義務については、当該労働者を派遣している派遣元の事業者及び当該労働者を受け入れている派遣先の事業者の双方に課せられている。

(×) 派遣先のみに課せられている。

特別の安全衛生教育の実施	実施義務者
危険・有害業務に関する特別の教育の実施	派遣先事業者

〔問題〕 事業者は、所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、労働安全衛生法第 59 条又は第 60 条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。 (○)

〔問題〕 事業者は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに行った安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年 4 月 30 日までに、所定の様式により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 (○)

法 60 条 職長等の教育 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	★	★	—	—

★：択一式 (H13. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

ポイント 法 60 条 職長等の教育

[問題] 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を含む。）に対し、一定の事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(×) 作業主任者を除く

[問題] 職長等の教育対象業種は、①建設業、②製造業（一定のものを除く）、③電気業、④ガス業、⑤自動車整備業、⑥機械修理業である。（○）

[問題] 運送業の事業者は、新たに職務に就く職長に対して、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること、労働者に対する指導又は監督の方法に関すること等について安全衛生教育を行わなければならない。

(×) 運送業は職長等の教育対象業種ではない。

法 61 条 就業制限 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	—	☆	★★	—

★：択一式（－） ☆：選択式（H8）



【条文】

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

ポイント 法 61 条 就業制限

【問題】 事業者は、クレーンの運転その他の業務については、厚生労働大臣の当該業務に係る免許を受けた者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他の資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(×) 都道府県労働局長の免許又は登録を受けた者である。

【問題】 事業者は、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。(○)

【問題】 労働安全衛生法 61 条 1 項の政令で定める就業制限業務は、下記のとおりである。

- ① 【 ① 】 の点火、残葉の点検及び処理等の業務
- ② 制限荷重が 【 ② 】 以上の揚貨装置の運転の業務
- ③ ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの業務
- ④ 最大荷重が 【 ③ 】 以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）
- ⑤ 作業床の高さが 【 ④ 】 以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）

①発破 ②5 トン ③1 トン ④10 メートル

【問題】 就業制限業務に就くことができる者は、その業務に従事するときは、その免許証等その資格を証する書面を携帯しなければならない。(○)

[問題] 技能講習に関しては、都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が技能講習を実施することができる。（○）

[問題] フォークリフト運転技能講習を受講しようとする者は、当該技能講習を実施する所轄労働基準監督署長に技能講習受講申込書を提出しなければならない。

(×) 所轄労働基準監督署長ではなく、技能講習を行う登録教習機関に技能講習受講申込書を提出

[問題] 最大荷重 1 トン以上のフォークリフト（道路上を走行させる運転を除く。）の運転の業務に資格を持っていない者（技能講習を修了していない者）を就かせた場合は、50 万円以下の罰金罰則規定が適用される。（○）

[問題] 各種商品卸売業及び各種商品小売業の事業者が、当該事業場の倉庫内で、労働者を最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務に就かせる場合については、労働安全衛生法第 61 条第 1 項に定める就業制限の適用は除外される。

(×) 就業制限は適用される。

法 62 条 中高年齢者等についての配慮（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

ポイント

法 62 条 中高年齢者等についての配慮

[問題] 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行わなければならない。

(×) 適正な配置を行なうように努めなければならない。

法 72 条 免許 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

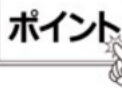
★：択一式 (H7. 11) ☆：選択式 (—)



【条文】

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- (1) 免許を取り消され、その取消の日から起算して **1 年** を経過しない者
- (2) 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者
- (3) 就業制限に係る免許 については、**心身の障害** により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。



法 72 条 免許

[問題] 衛生管理者、作業主任者又は就業制限業務に係る免許は、厚生労働大臣の行う免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対して免許証を交付して行う。

(×) 都道府県労働局長

[問題] 免許を取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しない者は、免許を与えない。 (○)

[問題] 免許に関する有効期間が設けられているのは、特別ボイラー溶接士免許及び普通溶接士免許 (ともに 2 年間) だけである。 (○)

法 65 条 作業環境測定 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H7.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。
- ② ①の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。
- ③ 厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、③の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- ⑤ 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

ポイント 法 65 条 作業環境測定

[問題] 有害な業務を行う作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

(×) 作業場ではなく屋内作業場

[問題] 測定記録の保存は下記の通りである。

測定内容	保存期間
原則	【 ① 】
放射線の測定	5年間
粉じんの測定	7年間
特定化学物質のうちクロム酸等一定のもの	30年間
石綿等の測定	【 ② 】

①3年間 ②40年間

〔問題〕 事業者は、作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じるように努めなければならない。

(×) 講じなければならない。

〔問題〕 作業環境評価基準による評価の区分

作業環境評価基準による評価の区分		改善措置
【 ① 】	作業環境中のほとんどの場所で有害物濃度が管理濃度を超えない状態	不要
【 ② 】	作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超えない状態	必要（努力）
【 ③ 】	作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超える状態	必要（義務）

①第1管理区分 ②第2管理区分 ③第3管理区分

〔問題〕 作業環境測定は、厚生労働大臣の定める【 ① 】に従って行わなければならない。

①作業環境測定基準

〔問題〕 厚生労働大臣は、作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。（○）

〔問題〕 【 ① 】は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、【 ② 】に基づき、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

①都道府県労働局長 ②労働衛生指導医の意見

法 65 条の 3 作業の管理 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	☆

★：択一式 (—) ☆：選択式 (H16)



【条文】

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

ポイント 法 65 条の 3 作業の管理

[問題] 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理しなければならない。

(×) 管理するように努めなければならない。

法 65 条の 4 作業時間の制限 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	☆	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

ポイント 法 65 条の 4 作業時間の制限

[問題] 事業者は、【 ① 】その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

①潜水業務

法 66 条 1 項 一般健康診断 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式 (H6. 9. 12. 15. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師**による健康診断 (心理的な負担の程度を把握するための検査を除く) を行わなければならない。

ポイント

法 66 条 1 項 一般健康診断

[問題] 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、産業医による健康診断 (心理的な負担の程度を把握するための検査を除く。) を行わなければならない。

(×) 産業医ではなく医師

[問題] パートタイム労働者については、1 週間の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上である場合には、労働安全衛生法第 66 条に規定する健康診断を実施しなければならない。 (○)

[問題] 一般健康診断の費用は、事業主が負担すべきものとされている。 (○)

[問題] 事業者は、すべての労働者を雇入れるときは、当該労働者に対して、一定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(×) すべての労働者ではなく、常時使用する労働者

[問題] 医師による健康診断を受けた後、3 カ月を経過しない者を雇い入れた場合には、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目を省略することができる。 (○)

[問題] 事業者は、常時使用する労働者 (特定業務従事者を除く) に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、(雇入れ時の健康診断の項目及びかくたん検査を除く) について医師による健康診断を行わなければならない。 (○)

[問題] 医師が必要でないとき、以下の検査項目を省略できる。

●20 歳以上の者については、身長検査 (○)

[問題] 医師が必要でないと認めるときは、以下の検査項目を省略できる。

●40 歳未満の者（35 歳の者を除く）、妊娠中の女性等で腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMI が所定値未満の者については、腹囲の検査（○）

[問題] 医師が必要でないと認めるときは、以下の検査項目を省略できる。

●40 歳未満の者については、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査

(×) 40 歳未満の者（35 歳の者を除く）

[問題] 医師が必要でないと認めるときは、以下の検査項目を省略できる。

●40 歳未満の者（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く。）で、一定の業務に該当しない者については、胸部エックス線検査（○）

[問題] 事業者は、特定業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、定期健康診断に係る項目について医師による健康診断を行わなければならない。（○）

[問題] 特定業務従事者とは、多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所に置ける業務、異常気圧下における業務、さく岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務、坑内における業務、深夜業を含む業務、重量物の取り扱い等の重激な業務の従事者である。（○）

[問題] 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。（○）

[問題] 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。（○）

[問題] 事業者は、労働者を本邦外の地域に 6 か月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、定期健康診断に係る項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。（○）

〔問題〕 事業者は、本邦外の地域に 6 か月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、当該労働者に対し、定期健康診断に係る項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。（○）

〔問題〕 事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際、検便による健康診断を行わなければならない。

（×）当該業務への配置替えの際も必要

法 66 条 2 項 特殊健康診断（★）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

【条文】



事業者は、**有害な業務**で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師**による**特別の項目**についての健康診断を行わなければならない。

ポイント

法 66 条 2 項 特殊健康診断

〔問題〕 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。（○）

〔問題〕 事業者は、有害業務に従事する労働者に対し、その業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後所定の期間（四アルキル鉛業務は 3 ヶ月、その他は 6 ヶ月）以内ごとに 1 回、定期的に、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。（○）

〔問題〕 派遣労働者の一般健康診断については、派遣先が実施しなければならない。

（×）派遣元の事業所で実施しなければならない。

〔問題〕 派遣労働者の特殊健康診断については、派遣先が実施しなければならない。

（○）

[問題] 特殊健康診断が時間外に行われた場合には、割増賃金を支払わなければならない。(○)

法 66 条 3 項 歯科医師による健康診断 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6. 15. 16) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**歯科医師**による健康診断を行わなければならない。

ポイント

法 66 条 3 項 歯科医師による健康診断

[問題] 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**歯科医師**による健康診断を行わなければならない。(○)

[問題] 歯科医師による健康診断は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して行う。(○)

法 66 条の 2 自発的健康診断の結果の提出 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

午後 10 時から午前 5 時まで (厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで) の間における業務 (「**深夜業**」) に従事する労働者であって、その**深夜業の回数**その他の事項が**深夜業**に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

ポイント

法 66 条の 2 自発的健康診断の結果の提出

[問題] 午後 10 時から午前 5 時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで）の間における業務（【 ① 】）に従事する労働者であって、その【 ② 】その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、【 ③ 】を証明する書面を事業者に提出することができる。

①深夜業 ②深夜業の回数 ③自ら受けた健康診断の結果

[問題] 上記、厚生労働省令で定める要件に該当するものとは、常時使用され、自ら受けた健康診断を受けた日前 6 カ月間を平均して 1 カ月当たり 3 回以上深夜業に従事した労働者のことをいう。

(×) 1 カ月当たり 4 回以上

法 66 条の 3 健康診断の結果の記録 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	☆	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 12. 15. 17) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業者は、健康診断の結果を記録しておかなければならない。

ポイント

法 66 条の 3 健康診断の結果の記録

[問題] 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断の結果を記録しておかなければならない。(○)

[問題] 事業者は、原則、健康診断個人票を、5 年間保存しなければならない。(○)

[問題] 原則、特殊健康診断の結果の記録は、10 年間保存しなければならない。

(×) 5 年間

[問題] 事業者は、特殊健康診断の中でも、ベンゼンを製造し、又は取り扱う業務に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質等健康診断個人票については、常時従事することとなった日から 30 年間保存するものとされている。(○)

[問題] 石綿健康診断個人票に関しては、業務に従事しないこととなった日から 30 年間保存するものとされている。

(×) 40 年間

[問題] 常時使用する労働者が 50 人以上の事業場の事業者は、定期健康診断又は歯科医師による健康診断を行ったときは、当該事業者は、10 日以内に、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 10 日以内ではなく、遅滞なく

[問題] 定期による特殊健康診断は、使用労働者の数にかかわらず、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

法 66 条の 4 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H12.16) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

ポイント 法 66 条の 4 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

[問題] 事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に【 ① 】があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の【 ② 】を聴かななければならない。

①異常の所見 ②意見

[問題] 意見聴取期間

自発的健康診断以外の健康診断	健康診断が行われた日から【 ① 】
自発的健康診断	書面が事業者提出された日から【 ② 】

①3 カ月以内 ②2 カ月以内

法 66 条の 5 健康診断実施後の措置 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (H15. 16. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業者は、法 66 条の 4 の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

ポイント 法 66 条の 5 健康診断実施後の措置

[問題] 事業者は、法 66 条の 4 の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、【 ① 】、作業の転換、労働時間の短縮、【 ② 】の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の【 ③ 】若しくは安全衛生委員会又は【 ④ 】への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

①就業場所の変更 ②深夜業の回数 ③衛生委員会 ④労働時間等設定改善委員会

則 51 条の 2 第 3 項 労働者の業務に関する情報 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】 (平成 30 年 法改正 新設)

事業者は、医師又は歯科医師から健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

ポイント

則 51 条の 2 第 3 項 労働者の業務に関する情報

[問題] 事業者は、医師又は歯科医師から健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を行う上で必要となる【 ① 】を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

①労働者の業務に関する情報

法 66 条の 7 保健指導等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9.12) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

ポイント

法 66 条の 7 保健指導等

[問題] 事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行わなければならない。

(×) 努めなければならない。

法 66 条の 8 面接指導等 (★★★)

(出題傾向)

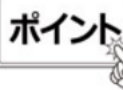
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	★	—	★★	—	★	—	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (H18)



【条文】

- ① 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行わなければならない。
- ② 労働者は、①の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。
- ③ 事業者は、①及び②ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- ④ 事業者は、①又は②ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 事業者は、④の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。



法 66 条の 8 面接指導等

【問題】 事業者は、その【 ① 】その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による【 ② 】（問診その他の方法により【 ③ 】を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行わなければならない。

①労働時間の状況 ②面接指導 ③心身の状況

【問題】 面接指導の対象となるのは、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超える労働者である。

(×) 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者である。

〔問題〕 産業医は、上記の要件に該当する労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができる。(○)

〔問題〕 上記の要件に該当する労働者は、必ず医師による面接指導を受けなければならない。

(×) 面接指導は、要件に該当する本人からの申し出により実施される。

〔問題〕 面接指導実施後の措置義務として、事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、【 ① 】、【 ② 】、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

①作業の転換 ②労働時間の短縮

〔問題〕 面接指導の対象となる労働者が、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合、他の医師の行う法定の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した場合、事業者が行う面接指導を必ずしも受ける必要はない。(○)

〔問題〕 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対する医師による面接指導については、当該労働者が派遣され就業している派遣先事業場の事業者による実施義務が課せられている。

(×) 派遣元事業場の事業者による実施義務あり

則 52 条の 2 第 3 項 長時間労働者に関する情報の産業医への提供

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】 (平成 30 年 法改正 新設)

事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり **100 時間**を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

ポイント

法 66 条の 10 心理的な負担の程度を把握するための検査等

[問題] 事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり【 ① 】時間を超えた労働者の【 ② 】及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を【 ③ 】に提供しなければならないものとする。

①100 ②氏名 ③産業医

法 66 条の 10 心理的な負担の程度を把握するための検査等 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	☆	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 事業者は、労働者に対し、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（「医師等」）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。
- ② 事業者は、①の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。
- ③ 事業者は、②の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- ④ 事業者は、④の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。
- ⑤ 事業者は、③の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 事業者は、⑤の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- ⑦ 厚生労働大臣は、⑥の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- ⑧ 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

ポイント

法 66 条の 10 心理的な負担の程度を把握するための検査等

〔問題〕事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による【 ① 】を行わなければならない。

①心理的な負担の程度を把握するための検査

〔問題〕常時 50 人以上の労働者を使用する事業主は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に下記の事項について、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

- ①ストレスの原因に関する項目
- ②ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
- ③労働者に対する周囲のサポートに関する項目 (○)

〔問題〕常時 50 人未満の労働者を使用する事業主は、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うように努めなければならないとしている。(○)

〔問題〕心理的な負担の程度を把握するための検査をする医師等とは、下記の通りである。(○)

- 医師
- 保健師
- 厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士

〔問題〕事業者は、心理的な負担の程度を把握するための検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。(○)

〔問題〕心理的な負担の程度を把握するための検査の通知を受けた労働者が、医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。(○)

〔問題〕事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを 5 年間保存しなければならない。(○)

〔問題〕事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。
(○)

〔問題〕面接指導実施後の措置義務として事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。(○)

〔問題〕常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

法 67 条 健康管理手帳 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6) ☆：選択式 (H7)

【条文】



都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

ポイント 法 67 条 健康管理手帳

〔問題〕厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。
(×) 都道府県労働局長

〔問題〕健康管理手帳の交付対象者は、下記の通りである。(○)

- ベンジジンの製造し、又は取り扱う業務に3月以上従事した経験を有する者
- クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩を製造し、又は取り扱う業務に4年以上従事した経験を有する者
- 石綿等の製造作業に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から10年以上が経過している者等

〔問題〕健康管理手帳は、交付対象者からの申請に基づき所轄都道府県労働局長が交付をする。(○)

法 68 条 病者の就業禁止 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】



事業者は、**伝染性の疾病**その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

ポイント 法 68 条 病者の就業禁止

〔問題〕事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。(○)

法 68 条の 2 受動喫煙の防止 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

ポイント 法 68 条の 2 受動喫煙の防止

[問題] 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じなければならない。

(×) 講ずるよう努めるものとする。

法 69 条 健康教育等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
☆	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

- ① 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。
- ② 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

ポイント 法 69 条 健康教育等

[問題] 事業者は、労働者に対する【 ① 】及び【 ② 】その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

①健康教育 ②健康相談

法 71 条の 2 事業者の講ずる措置 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、**快適な職場環境**を形成するように努めなければならない。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- ③ 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
- ④ 前①、②、③号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

ポイント

法 71 条の 2 事業者の講ずる措置

[問題] 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、【 ① 】を形成するように努めなければならない。

- 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
 - 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
 - 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
 - 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置
- ① 快適な職場環境

法 78 条 1 項 特別安全衛生改善計画 (一)

(出題傾向)

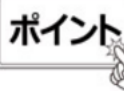
H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（「重大な労働災害」）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（「特別安全衛生改善計画」）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。



法 78 条 1 項 特別安全衛生改善計画

〔問題〕厚生労働大臣は、【 ① 】が発生した場合において【 ① 】の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「【 ② 】」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

①重大な労働災害 ②特別安全衛生改善計画

〔問題〕事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。(○)

〔問題〕厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更の指示に従わなかった場合又は事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更の指示した場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。(○)

法 79 条 安全衛生改善計画 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10) ☆：選択式 (—)



【条文】

都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（「安全衛生改善計画」）を作成すべきことを指示することができる。

ポイント 法 79 条 安全衛生改善計画

[問題] 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣が、重大な労働災害の再発を防止するために必要がある場合に該当すると認めるときは、安全衛生改善計画の作成の指示の対象とはならない。(○)

[問題] 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、安全衛生改善計画の作成又は変更の指示した場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

(×) 都道府県労働局長

法 88 条 計画の届出等 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7.18) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

ポイント 法 88 条 計画の届出等

[問題] 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 10 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

(×) 30 日

[問題] 下記の措置を講じ、労働基準監督署長が認定した事業者については、上記の計画が免除される。(○)

- ①危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ②労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に従って事業者が行う自主的活動

[問題] 労働基準監督署長の認定を受けた事業者は、認定に係る事業場ごとに、6か月以内ごとに1回、実施状況等報告書に措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 1年以内ごとに1回

法 88 条 2 項 大規模な建設業の仕事に係る計画の届出 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H10) ☆：選択式 (一)



【条文】

② 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

ポイント 法 88 条 2 項 大規模な建設業の仕事に係る計画の届出

[問題] 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

(×) 厚生労働大臣

[問題] 特に大規模な建設の仕事とは、高さ300m以上の塔の建設、堤高150m以上のダムの建設、最大支間500m以上の橋梁の建設の仕事、長さ3000m以上のずい道等の建設の仕事、ゲージ圧力0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事等である。(○)

法 88 条 3 項 一定の建設業等の仕事に係る計画の届出 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 18) ☆：選択式 (一)



【条文】

③ 事業者は、建設業又は土石採取業の仕事（建設業に属する事業にあつては、法 88 条 2 項（大規模な建設業の仕事に係る計画の届出）の仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

ポイント

法 88 条 3 項 一定の建設業等の仕事に係る計画の届出

[問題] 事業者は、建設業又は土石採取業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

(×) 14 日

[問題] 建設業に属する事業者は、石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(○)

法 100 条 報告等 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	—	—	★★	—	—	—	★

★：択一式 (H8.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

ポイント 法 100 条 報告等

[問題] 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。(○)

[問題] 事業者は、事業場の附属建設物内で、火災の事故が発生した場合、その事故による労働者の負傷、疾病又は死亡の労働災害がないときであっても、遅滞なく、その事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

[問題] 労働者が事業場内における負傷により休業の日数が 2 日の休業をしたときは、事業者は、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

[問題] 労働者が事業場内における負傷により休業の日数が 4 日以上の上の休業をしたときは、事業者は、遅滞なく、労働者私傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

[問題] 労働者が事業場内における負傷により休業した場合、その負傷が明らかに業務外であっても、事業者は、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(○) 業務外であっても、事業場内での負傷のため提出する義務がある。

[問題] 派遣中の労働者が派遣就業中に労働災害により死亡し、又は休業した場合、労働者死傷病報告の提出は、派遣先の事業者のみが行えば足りる。

(×) 派遣元及び派遣先双方の事業者に提出義務がある。

法 101 条 法令等の周知 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

事業者は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

ポイント 法 101 条 法令等の周知

[問題] 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。(○)

法 93 条 産業安全専門官及び労働衛生専門官（一）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

- ① 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。
- ② 産業安全専門官は、特定機械等に係る許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。
- ③ 労働衛生専門官は、製造許可物質に係る許可、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

ポイント 法 93 条 産業安全専門官及び労働衛生専門官

〔問題〕 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。（○）

〔問題〕 産業安全専門官は、特定機械等に係る許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全又は衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

（×） 「安全又は衛生に係るもの」ではなく、安全に係るもの

〔問題〕 労働衛生専門官は、製造許可物質に係る許可、作業環境測定等についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査等の事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。（○）

〔問題〕厚生労働大臣は、産業安全専門官又は労働衛生専門官による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構に、当該調査を行わせることができる。
(○)

法 117 条他 罰則 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	★★	—	★	—

★：択一式 (H9. 11.) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 117 条 罰則

罰則内容	罰則
「特定機械等に係る製造の許可」 「重度の健康障害を生ずるおそれのある物に係る製造の許可」 等の規定に違反した者	【 ① 】年以下の懲役又は 【 ② 】円以下の罰金
「作業主任者の選任」 「特別教育」 「健康診断等に関する秘密の保持」 等の規定に違反した者	【 ③ 】カ月以下の懲役又は 【 ④ 】円以下の罰金
「労働者の守秘義務」 「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任」 「雇入れ時及び作業内容変更時の教育」 「就業制限業務に係る就業の禁止」 「健康診断の結果の通知」 等の規定に違反した者	【 ④ 】円以下の罰金

①1 ②100万 ③6 ④50万

[問題] 「特定機械等に係る製造の許可」「重度の健康障害を生ずるおそれのある物に係る製造の許可」の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(○)

[問題] 「作業主任者の選任」「特別教育」等の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(×) 6カ月以下

[問題] 「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任」「雇入れ時、作業内容変更時の教育」「健康診断の結果の通知」の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。(○)

法 122 条 両罰規定(★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	★

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、一定の違反行為をしたときは、**行為者**を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の**罰金刑**を科する。

ポイント

法 122 条 両罰規定

[問題] 労働安全衛生法は、基本的に事業者措置義務を課しているため、事業者から現場管理を任されている従業者が同法により事業者措置義務に違反する行為に及んだ場合、事業者が違反の責めを負い、従業者は処罰の対象とならない。
(×) 従業者も処罰の対象になる。

[問題] 両罰規定について、事業者が法人の場合、その法人の代表者がその法人の業務に関して同条に定められている各規定の違反行為をしたときは、当該代表者が「行為者」として罰せられるほか、その法人に対しても各本条の罰金刑が科せられる。(○)

[問題] 労働安全衛生法第 122 条では、法人の代表者が同法の違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった場合には、同人も行為者として罰せられる旨の規定が置かれている。

(×) 処罰規定はない。
